

市県民税申告相談日程表

※次の日程は混雑を避けるための目安となっていますので、ご都合のつく会場へお越しください。

期日	会場	時間	町内会・自治会名
2/1 (水)	大始良地区 学習センター	9:30~10:30	大始良西、大始良東、田淵
		10:30~12:00	南、獅子目
		13:30~14:30	横山、下堀
2/2 (木)	笠之原公民館 農業研修センター	9:30~12:00	笠之原
		13:30~14:30	寿3・4丁目
2/3 (金)	高隈地区交流 促進センター	9:30~10:30	高隈(高隈中央、上別府、 柚木原、重田、谷田、瀬戸野、 柏木)
		10:30~12:00	大黒
	はらいがわ ふれあいセンター	13:30~14:30	上祓川、祓川
		14:30~16:00	下祓川、西祓川、弥生
2/6 (月)	花岡地区公民館	9:30~10:30	海道、古里、白水、一里山
		10:30~12:00	花里、花岡、根木原、鶴羽
		13:30~14:30	古江(新・本・港)、古江西 (西・中)、船間、小野原、天神
		14:30~16:00	北花岡(高牧、有武、小薄)
田崎地区 学習センター	9:30~10:30	川西	
	10:30~12:00	川東、永野田	
2/7 (火)	西原地区 学習センター	9:30~10:30	今坂、郷之原、大浦
		10:30~12:00	西原2丁目東・西・中央
		13:30~14:30	上谷、新生
	14:30~16:00	西原1・3・4丁目	
高須地区 学習センター	9:30~12:00	高須、浜田	
	13:30~14:30	上野	
上野公民館	14:30~16:00	野里	
	2/8 (水)	寿5丁目公民館	9:30~10:30
10:30~12:00			緑山、寿2丁目
鹿屋東地区 学習センター		13:30~14:30	寿8丁目
		14:30~16:00	新川
市役所本庁6階 601会議室	9:30~10:30	古前城、本町、北田東大手 (北田、東大手)、大手、西大手、 朝日町、向江(向江、昭栄)、 共栄、曾田、白崎、新栄	
	10:30~12:00	打馬、王子	
	13:30~16:00	期間中に都合のつかない人	
2/9 (木)	神野地区 ふれあいセンター	9:30~12:00	神野西、市之渡、横井坂、 砂ヶ野、大川、永野牧、 神野東
		13:30~16:00	萩崎、上西目川路、 下西目川路、今吉
2/10 (金)	鶴峰東地区 ふれあいセンター	9:30~12:00	黒羽子、荷掛、水流、角野、 東原、船屋敷、下車田、 上車田、平瀬、永山、筒ヶ迫
		13:30~16:00	白坂、石場、中福良、西迫、 鏡原、門前、新地、つるみね
2/13 (月)	下名東地区 ふれあいセンター	9:30~12:00	上苦野、下苦野、苦野、 立元、平前、金山、木浦、 真戸原、中大牟礼、 東大牟礼、西大牟礼、木場
		13:30~16:00	論地、樋之口、原口、末次、 茶円、井神島
2/14 (火)	吾平保健センター	9:30~12:00	赤野、麓中、麓東、麓西、 寒水、西原
		13:30~16:00	寺ヶ迫、中尾、楸上、持田、 あけぼの、楸下
2/15 (水)	吾平総合支所	9:30~12:00	上町、中町、下町、坂下、益田、 上屋敷、西横町、原田、町園
		13:30~16:00	緑、ひまわり、祇園、希望ヶ丘、 中央、宮前、堀木田、新堀木田、 坂元、こすもす、駅前、鶯、川上、 グリーンビレッジ 期間中に都合のつかない人
		9:30~12:00	平南校区公民館
		13:30~16:00	百引校区公民館
2/16 (木)	輝北総合支所	9:30~12:00	竹下、影吉、中平房、下平房、三原
		13:30~16:00	本町、和泉ヶ野、風呂段、堂平、 坂宮
2/17 (金)	朝倉公民館	9:30~12:00	一番郷、二番郷、西原、愛宕、 上平房、白別府、歌丸、名主段、 諏訪、福岡、楢久保
		13:30~16:00	徳留、飯屋、浮牟田、柏木、 日新、谷田
2/19 (日)	市役所本庁税務課 吾平総合支所 輝北総合支所 串良総合支所	9:00~16:00	平日に都合のつかない人
		9:30~10:30	岳野
2/20 (月)	輝北総合支所	9:30~10:30	岳野
		9:30~16:00	期間中に都合のつかない人
2/21 (火)	串良公民館 細山田分館	9:30~12:00	立小野、高松、堂園、伊集院、 梶場、外堀、共和、新中堀
		13:30~16:00	花鎌、更和、土持、更栄、 昭栄(昭栄、東住吉)
2/22 (水)	串良公民館 細山田分館	9:30~12:00	東新町、共心、西新町、生栗須
		13:30~16:00	新栄、竹下堀、平瀬、辰喰、馬掛
2/23 (木)	串良公民館 細山田分館	9:30~12:00	東新堀、西新堀、下之段、 東共心、西共心、入部堀
		13:30~16:00	矢柄、上矢柄、東茅場、栄、 上栄、上辰喰
2/24 (金)	有里農業研修 センター	9:30~12:00	中郷、山下
		13:30~16:00	中野、下中
2/27 (月)	農村環境改善 センター	9:30~12:00	十三塚
		13:30~16:00	中宿、中山上、中山下、共栄中、 共栄西、共栄東、共栄東上
2/28 (火)	農村環境改善 センター	9:30~12:00	大迫、城ヶ崎、松崎
		13:30~16:00	大久保段、県営住宅、永峯、 鳥之巣、中山原、塩塚
3/1 (水)	下小原農業 研修センター	9:30~12:00	下小原北
		13:30~16:00	下小原南、白寒水、大坪
3/2 (木)	串良B&G海洋 センター	9:30~12:00	中甫木、下甫木、富ヶ尾中央 (富ヶ尾上、富ヶ尾下)
		13:30~16:00	平和、星ヶ丘、吹上田、新大塚原、 下大塚原、上大塚原上、 上大塚原下、桜ヶ丘
3/3 (金)	串良公民館 上小原分館	9:30~12:00	柳谷、佐牟田
		13:30~16:00	瀬戸、表
3/6 (月)	串良公民館 別館大ホール	9:30~12:00	岡崎上、岡崎東西(東・西)
		13:30~16:00	串良中央(緑ヶ丘、愛ヶ迫、江口 迫、上之馬場、上之馬場下)、諏訪 下(諏訪下、北田迫)
3/7 (火)	串良公民館 別館大ホール	9:30~12:00	永和、堅田、串良東部(和田、 宮之下、鶴亀)
		13:30~16:00	期間中に都合のつかない人
3/8 (水)	市役所本庁6階 601会議室	9:00~16:00	期間中に都合のつかない人
		9:00~16:00 (土・日を除く)	期間中に都合のつかない人

市県民税の申告は

Tax Return

最寄りの会場で!!

市では2月1日(水)から市県民税の申告を受け付けます。申告期間中は市役所本庁が大変混雑しますので、最寄りの会場での受付にご協力をお願いします。

市税務課(1階⑮番窓口) ☎0994-31-1112

市県民税申告が必要な人

平成29年1月1日時点で鹿屋市に住所があった人は、原則として申告が必要です。

ただし、次のいずれかに該当する人は、申告する必要がありません。

- 平成28年分の所得税の確定申告書を、税務署へ提出した人、又は提出予定の人
- 前年中の収入が給与だけで、勤務先から鹿屋市に給与支払報告書が提出され、雑損控除・医療費控除等を追加する必要がない人
- 配偶者控除、扶養控除の対象になっている人で、平成28年中に収入がなかった人(扶養者と被扶養者が同一世帯の場合のみ)
※個人の課税(非課税)証明や所得証明が必要な場合は、申告の必要があります。
- 公的年金のみを受給している65歳以上(昭和27年1月1日以前生まれ)の人で、公的年金収入金額(支払先が2か所以上あるときはその合計額)が148万円以下の人
- 公的年金のみを受給している65歳未満(昭和27年1月2日以後生まれ)の人で、公的年金収入金額(支払先が2か所以上あるときはその合計額)が98万円以下の人
- 前年中の収入が公的年金だけで、その公的年金の支払先から送られてきた扶養親族等申告書を提出済で、社会保険料控除・生命保険料控除・医療費控除等の追加をしない人
- 平成29年1月1日現在、生活保護受給者で、平成28年中にその他の収入がなかった人
- 障害年金又は遺族年金の受給者で、平成28年度市県民税申告を行った人

申告に必要な物

- 申告書(申告書がない場合は申告会場に準備してあります)
- 印鑑
- マイナンバーカード(個人番号と本人の確認)
※マイナンバーカードが無い場合は次の例で示す個人番号が分かるものと本人確認書類が必要となります。

個人番号が分かるもの マイナンバー通知カード又は個人番号の記載がある住民票	+	本人確認書類 運転免許証やパスポートなどの顔写真付き身分証明書1点 ※保険証や年金手帳など顔写真の無い本人確認書類は2点
--	---	--
- 平成28年中の収入状況が分かるもの
○給与・公的年金の源泉徴収票、給与支払明細書 など
○営業、農業、不動産などの収入額、販売額及び収支が分かる帳簿や領収書など
※平成26年から、記帳・帳簿等の保存が義務となっています。ご自身で収支内訳書を作成してから申告してください。

控除を受けるための書類 ここがポイント

- 平成28年中に支払った医療費の領収書等
- 健康保険料・国民年金保険料などの領収書、生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- 障害者手帳・障害者控除対象者認定書(※詳細は高齢福祉課まで)⇒障害者控除
学生証⇒勤労学生控除 など
- 配偶者の収入を証明するもの⇒配偶者特別控除
- 寄附をした場合、日本赤十字社等の発行する領収書や地方公共団体の発行する寄附金受領証明書⇒寄附金控除

申告をお忘れなく!